

国自旅第 139 号
平成 19 年 9 月 13 日
国自旅第 404 号
一部改正 平成 29 年 3 月 30 日
国自旅第 305 号
一部改正 平成 30 年 3 月 23 日
国自旅第 55 号
一部改正 令和 8 年 7 月 16 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について

標記については、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について(平成 11 年 12 月 13 日付け自旅第 128 号、自環第 241 号)」に基づき処理しているが、大規模なイベントの開催等により大量の団体旅客輸送が発生し、当該地域等の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）の輸送力のみではこれらの輸送の需要に応じられない場合がある。

また、技術革新により開発された特殊なバス車両の有益性等について、大規模なイベントの開催等に併せて広く周知する場合が生じている。

今般、こうした場合の取り扱いについて、下記のとおり定めたので、その趣旨を十分理解の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

I. 臨時の営業区域を認める範囲

1. 輸送力不足への対応を目的とした営業区域の設定

大規模なイベントの開催等による一時的な輸送需要量の増加に対して、当該地域等の貸切バス事業者のみでは輸送力が不足すると見込まれる場合であつて、次のすべての要件に適合する場合に、臨時の営業区域の設定を認めることとする。

なお、輸送力不足の判断に当たっては、リフト付バス等、一定の旅客に適切に対応を図るための車両に特化したものを含むものとする。

- ① 臨時の営業区域の設定により供給される輸送力が、当該イベントの開催等に伴い不足する輸送力を補う範囲内のものであること。
- ② 運送する期間が限定されていること。
- ③ 国又は地方公共団体(これらの者が後援、支援する協議会等を含む。)から文書による輸送要請があること等臨時の営業区域の設定を行うに当たり正当であると認められる事由が存在すること。
- ④ 適切な運行管理・整備管理を行う上で必要となる事業用自動車の保管場所及び運転手の休憩・仮眠・睡眠施設を確保する計画を有していること。
- ⑤ 事業規模の拡大に該当する申請となるため、申請者が「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」(平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号)別紙3.(2)のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。
- ⑥ 訪日外国人旅行者のみを取扱い旅客とする場合にあっては、③に加えて臨時の営業区域を設定しようとする営業区域の貸切バス事業者及び「訪日外国人旅行者向け臨時営業区域にかかる特例措置の設定について」(令和8年7月16日付け国自旅第56号)(以下「インバウンド特例」という。)に基づき当該営業区域を臨時営業区域として認可されている貸切バス事業者に対して手配依頼を行った結果について、貸切バス事業者の手配を行う者が作成する文書等によって、当該営業区域で運行することができる貸切バス事業者では輸送力が不足すると認められること。

なお、当該文書等に記載する事項は以下のとおりとする。

- (イ) 当該イベントの開催等に伴い必要とする輸送力
 - (ロ) 手配依頼を行った当該営業区域の貸切バス事業者名及び確保できる輸送力
 - (ハ) 当該イベントの開催等に伴い不足する輸送力
- ⑦ リフト付バスの輸送力不足に対応するために、公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定を受けた貸切バス事業者が、車いす若しくはストレッチャー利用者を含む団体が取扱旅客であって、リフト付バスを含む運行を行う場合に限り、①から③及び⑥は適用しないこととし、以下のとおり営業区域を設定できるものとする。
 - (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
 - (ロ) (イ)の他に営業所が所在する府県に隣接する府県(別記に定めるものに限る。)を運輸局の管轄区域にかかわらず臨時営業区域とすることができる。
 - ⑧ ⑦の場合の認可手続き等については、インバウンド特例(3)から(6)により行うものとする。

この場合において、(3)⑤は「「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成11年12月13日付け自旅第129号)」第1. 1. (3)に基づく運賃・料金の設定届出は、営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域のみを臨時

営業区域（以下「運輸局単位の臨時営業区域」という。）とする場合には、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金を適用する旨の記載を事業計画の変更認可申請書に記載することで足りることとする。なお、隣接道府県（本来の営業区域に含まれている隣接道府県の境界に接する市町村を除く）を発地又は着地とする運送（運輸局単位の臨時営業区域を着地又は発地とする運送を除く）については、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金の届出書又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを提出しなければならない。」とし、(4)①の条件は「取扱旅客は車いす若しくはストレッチャー利用者を含む団体に限る。」とし、(4)③の条件は「貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効があった場合には、本認可は失効するものとする。」とする。

なお、認可申請書には、運行に使用する予定のリフト付バス車両の写真(ナンバープレート及びリフトが写っているもの)及び有効な車検証に係る自動車検査証記録事項の写しを添付することとする。

また、運送する予定の車いす若しくはストレッチャー利用者数がわかる書面を運送引受書の写し等とともに保存することとする。

2. 車両の特性を生かした輸送を目的とした営業区域の設定

貸切バス事業者が保有する技術革新により開発された低公害車等の特殊なバス車両を、普及・広報等の目的のため大規模なイベントの開催等に併せて運行させるなどの場合は、原則として、当該地域に営業区域を有する貸切バス事業者に当該バス車両の利用者を変更して対応することとし、道路運送法第15条の事業計画の変更を行うこととするが、これによりがたい事情があり、やむを得ず臨時の営業区域の設定が必要なときには、次のすべての要件に適合する場合に、臨時の営業区域の設定を認めることとする。

- ① 車両の利用者の変更ができない正当な理由があること。
- ② 運送する期間が限定されていること。
- ③ 国又は地方公共団体(これらの者が後援、支援する協議会等を含む。)から文書による輸送要請があること等臨時の営業区域の設定を行うに当たり正当であると認められる事由が存在すること。
- ④ 適切な運行管理・整備管理を行う上で必要となる事業用自動車の保管場所及び運転手の休憩・仮眠・睡眠施設を確保する計画を有していること。

II. 臨時の営業区域の認可に当たっての留意事項

1. 本件に係る事業計画の変更認可は、原則として、輸送需要が発生することとなる地域を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)が行うものと

する。

2. 適切な運行管理及び整備管理を行わせること。

附則(平成29年3月30日付国自旅第404号)

1. この通達は、平成29年4月1日から適用する。
2. この通達の適用の際現に認可を受けている者は、なお従前の例による。

附則(平成30年3月23日付国自旅第305号)

1. この通達は、平成30年4月1日から適用する。
2. この通達の適用の際現に認可を受けている者は、なお従前の例による。
(1. ⑥による認可を除く。)
3. 1. ⑥については、この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

附則(令和8年7月16日付国自旅第55号)

1. この通達は、令和8年10月1日から適用する。
2. この通達の適用の際現に認可を受けている者は、なお従前の例による。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

(別記)

- ① 陸地で接する府県
- ② 架橋により接する県(兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県)
- ③ 青森県を営業区域とする事業者は、北海道
- ④ 北海道内を営業区域とする事業者は、北海道全域
- ⑤ 沖縄県内を営業区域とする事業者は、沖縄県全域